

金融機関における税効果会計の理論と影響

M1465307 小濱沙織

研究の目的

2000年3月期において、金融ピックパンの一環として全面適用されることとなった税効果会計は、税法上と企業会計上の認識時期の違いを財務諸表上に正しく認識することを目的としており、相対的に有税償却が高い傾向にある金融機関に及ぼす効果が大きかった。しかし、有税償却分にかかる税金額である繰延税金資産を用いることで、自己資本のかさ上げを行っていると批判がなされることも少なくない。そのため、税効果会計が金融機関に対してどのように影響を及ぼすのかを「規制」「税制」「会計」という3側面より検討し、特に不良債権、自己資本の問題を探ることで、金融システムの安定に企業会計がどのように影響するか検討した。また大手4行の事例分析を行うとともに、各章において単純貸出金モデルによるシミュレーション分析を行い、税効果会計や政策が金融機関の経営にどのような影響を及ぼすかを探るとともに貸し済りや繰延税金資産問題等の原因となる要因を検討した。

研究アプローチ

第1章において税効果会計の基本的概念を明確にしていたのち、第2章で金融機関をめぐる規制と制度について論じた。金融機関は規制が多い業種であり、自己査定制度や自己資本比率規制もその一環である。また、税効果会計は、税法上の課税所得と企業会計上の利益との一時差異を正しく認識させる会計手法であるため、第3章において税法と会計の違いを明確にし、特に不良債権処理により発生する貸倒引当金の有税償却がどの程度発生しているか検討した。

第4章では金融機関をめぐる税効果会計について論じ、繰延税金資産が不良債権処理と自己資本比率規制に有利に働くことを示し、繰延税金資産のあり方、繰延税金資産の回収可能性についてわが国の基準と米国基準、国際基準との比較を行うことで問題点を探った。

研究の結果

近年、弱体化する金融機関にとって、自己資本比率の維持は重荷となっている。不良債権の増加に反し貸倒引当金が減少傾向にあるなど、不良債権認識を遅ら

せることで利益数値と自己資本比率の上昇を図っていると考える。しかし、景気回復による不良債権の解消は難しく、不良債権処理は金融機関の資産を健全化するためには不可避である。

不良債権処理の方法である間接償却は、自己査定による資産評価に対して適切な貸倒引当金を計上するが、この貸倒引当金は税法上ではほぼ有税償却として損金算入が否認される。こうした税法上と企業会計上の乖離は、1998年の税制改正により多少の縮小が果たされたものの、差額はいまだ多額である。この乖離を埋めるための企業会計上のアプローチが税効果会計であるが、繰延税金資産の回収可能性をめぐって監査上、慎重な態度がとられる可能性はありうる。今後は、企業会計上からのみではなく、繰戻還付金制度や欠損金繰越期間の延長、不良債権の損金算入額の拡大などの税法上からのアプローチを検討する余地はある。

現在問題となっている繰延税金資産であるが、わが国の繰延税金資産の回収可能性は国際基準と同様に「回収の可能性が高い」という判定基準を採っており、米国基準の「一定程度の回収の可能性がある」よりもその範囲が狭い。それにもかかわらず、米国基準では可能性が50%以上であれば回収可能と規定し、その資産性についても評価性引当金の設定により保たれているのに対して、わが国においては明確な規定がない。また米国並みに繰延税金資産の算入上限が設けられた場合、わが国金融機関の自己資本比率の内容は繰延税金資産にかなり依存しているため、健全性が高い金融機関であってもBIS規制が求める自己資本比率を維持できないことを示した。このことは繰延税金資産の取扱いによっては、破綻する金融機関が頻発する可能性も否定できない。

繰延税金資産の算入が米国並みに厳格に行われるかどうかはさらなる議論が必要となるが、繰延税金資産そのものに否定的になるのではなく、今後、繰延税金資産の回収可能性についての取扱いについて規制、会計、税制を適切にリンクさせ、自己資本比率を維持しつつ金融機関の資本を健全にするという仕組みを構築する必要がある。